

生活習慣病管理料に関する掲示

生活習慣病管理料（Ⅰ）について

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者さまが対象です。

令和6年6月の診療報酬改定に伴い、これまでの「特定疾患療養管理料」を廃止し、療養計画書に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ変更されました。患者さまには目標設定、血圧・体重、食事や運動に関する指導内容等を記載した「療養計画書」を発行いたします。初回につきましては、署名を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

また、患者さまの状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますので、ご了承ください。

管理部門	承認	院長	掲示期間
総務課	沖田	高野	2025.4.1 ~